

事 務 連 絡
令和 2 年 1 2 月 1 日

一般社団法人 東京都トラック協会 会長 殿

関東運輸局自動車交通部長
関東運輸局自動車監査指導部長

安全管理規程への事前防災対策の記載に係る旅客自動車運送事業運輸規則及び
貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正について

標記について、令和 2 年 1 1 月 6 日付けで、自動車局安全政策課長、旅客課長
及び貨物課長から別添のとおり事務連絡があったので、了知されるとともに、貴
会傘下会員あて周知願います。

事 務 連 絡
令和2年11月6日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国 土 交 通 省
自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物課長

安全管理規程への事前防災対策の記載に係る旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物
自動車運送事業輸送安全規則の改正について

近年の頻発化・激甚化する自然災害に対する運輸事業者の対応能力の向上を図るため、別紙1の通り、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）の一部を改正し、運輸事業者が安全管理規程に定めるべき事項として、事前防災対策に関する事項を追加することとしました。

については、貴協会におかれましては、本改正について了知されるとともに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年11月6日

関東運輸局自動車交通部長 殿
関東運輸局自動車監査指導部長 殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物課長

安全管理規程への事前防災対策の記載に係る旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物
自動車運送事業輸送安全規則の改正について

近年の頻発化・激甚化する自然災害に対する運輸事業者の対応能力の向上を図るため、別紙1の通り、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）の一部を改正し、運輸事業者が安全管理規程に定めるべき事項として、事前防災対策に関する事項を追加することとしました。

標記については、別紙2のとおり関係団体あてに通知したことから、貴局においても、関係事業者に対し各種講習会等の機会を捉えて周知いただくようお願い申し上げます。



○ 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二条の五 法第十六条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ハ～ト （略）</p> <p>四 （略）</p>	<p>第二条の五 法第十六条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>ハ～ト （略）</p> <p>四 （略）</p>